

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 基本協定書(案)に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	基本協定書 (案)	1	第2条					誠実協力	「発注者及び選定委員会の要望事項等を尊重するものとする」との記載がありますが、要望事項等の主旨を理解し、計画に反映するよう努めますが、当該要望事項を反映するために要求水準の変更や増加コストが発生する場合は、発注者にてリスク負担していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	本条は、発注者及び周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業者選定委員会の要望事項又は指摘事項に対する落札者の尊重義務を規定するものです。審査講評として公表された事項については、事業者の負担にて実施してください。当該事項以外にかかる要求水準書の変更や増加費用については、事業契約の定めに従います。
2	基本協定書 (案)	3	第5条						提案内容に応じ、適宜その他企業を追記するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	基本協定書 (案)	3	第6条	第2項				事業契約	「組合議会の議決を得たのちに～」とありますが、事業契約書(案)冒頭と同様に「組合議会の議決がなされた時に～」ではないでしょうか。ご確認をお願いいたします。	いずれの記載も、期限ではなく条件を示しているものです。なお、議決後、事業契約書への再度の押印は不要です。
4	基本協定書 (案)	4	第6条	第3項	第3号			事業契約	入札参加資格要件とは、入札説明書P7、第2、1、(2)入札参加者の参加資格要件を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	基本協定書 (案)	6	第10条					違約金	事業契約成立後においても、本事業に関して独禁法違反があった場合には、違約金として契約金額(税込)の10分の2を支払うことになるとの認識です。この場合、当該違約金額は、事業契約書第66条に定める違約金額を超過するため、事業契約に定める違約金については発注者からの請求はないとの理解でよろしいでしょうか(別途、発注者が当該違約金額を上回る賠償額を被った場合は除く)。	第10条第2項に定める違約金は、事業契約を解除しない場合を想定した規定です。違約金を重複して徴収するものではありません。